

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)のご案内

定額減税の対象者のうち、定額減税可能額が実際の税額を上回ることによって、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる方に対して、その差額を定額減税補足給付金(調整給付)として給付します。

給付対象者:令和6年1月1日において、あま市の住民基本台帳に登録があり、定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報をもとに把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方。

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方を除きます。

給付額:納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、当該納税義務者の令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る場合に、その上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げた額。

受付期間:7月31日(水)～10月31日(木)(当日消印有効)

給付時期:市が確認書または申請を受理してから3週間から4週間程度を目安に順次給付します。

手続方法:以下のどちらかの方法で手続きをしてください。

確認書による手続き

確認書送付対象者(令和6年1月1日時点であま市に住民登録がある方)に「確認書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、**10月31日(木)まで**に返送してください。書類審査後に給付します。なお、本人確認書類や振込先口座確認書類の写しの添付が必要です。

オンライン申請による手続き

確認書右下の二次元コードを読み取るか、URLにアクセスして給付支援サービスから申請をしてください。7月31日(水)からアクセスが可能となりますので、**10月31日(木)まで**に申請をしてください。

【オンライン申請に必要なもの】

- ・給付対象者のマイナンバーカード ・スマートフォン(マイナポータルアプリ対応機種)
- ・申請者の電話番号 ・公金受取口座の情報 ・マイナンバーカードのパスワード2種類

問合先 給付金コールセンター ☎0120・313・317

ARモーションペーパーの使い方

- ①スマートフォンに「MotionPaper」アプリをインストールします。
 - ②スマートフォンのカメラを起動し、広報あま表紙の二次元コードを読み込みます。
 - ③「MotionPaper」が表示されるためタップし、読み込みが100%になるまで待ちます。
 - ④表示が100%になった後、表紙の写真にスマートフォンをかざすと映像が流れます。
- その他詳細については市公式ウェブサイトをご覧ください。

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/koho/1008264.html>

問合先 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351



市公式ウェブサイト

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課)または☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎485・5980(障がい福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は時間外窓口につながります)

※FAX番号 443・2571(共通) ※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp